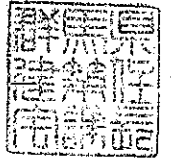


各関係団体の長 様

群馬県県土整備部
建築住宅課長 山崎 伸



都市計画法第34条第7号の運用基準について

日頃から、群馬県の開発許可行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本県では標記について別紙のとおり運用基準（案）を作成しました。この運用基準（案）については、下記のとおり県民意見提出制度（いわゆる「パブリックコメント制度」）により、意見募集を実施します。

つきましては、大変お忙しいところ申し訳ありませんが、貴会員の皆様への周知等いただければ幸いです。

なお、当該運用基準が決定した後、改めて御連絡します。

記

1. 実施件名

都市計画法第34条第7号の運用基準（案）に関する意見募集について

2. 意見募集期間

平成23年12月1日（木）から平成23年12月31日（土）まで
（平成23年12月31日（土）必着。ただし郵送の場合は当日消印有効）

3. 運用基準（案）の入手方法

- ・ 県庁県土整備部建築住宅課（22階）
- ・ 県庁県民センター（2階）
- ・ 各行政・行政県税事務所
- ・ 前橋、高崎、中之条、沼田、太田の各土木事務所建築係
- ・ 群馬県ホームページ

[問い合わせ先]

群馬県建築住宅課開発係 石関

TEL 027-226-3704

FAX 027-221-4171



●法第 34 条第 7 号の運用基準 (案)

法第 34 条第 7 号により、市街化調整区域内において現に (申請の際に) 工業の用に供されている工場施設 (日本標準産業分類 (大分類) E (製造業) に分類される工場施設をいい、以下「既存工場」という。) における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため、市街化調整区域内において建築又は建設をすることが必要であるものとして許可し得るものは、次の要件に該当するものであること。

ア 位置等

(ア) 申請工場の敷地の位置は、既存工場の隣接地又は近接地 (概ね 100m) とする。

イ 規模等

(ア) 申請工場の敷地の面積は、次のいずれにも該当すること。

a 敷地の面積は、既存工場の敷地面積を上回らないこと。

b 既存工場の敷地面積との合計が 50,000 m²未満であること。

(イ) 予定建築物は工場 (第一種特定工作物含む。) に限る。

なお、予定建築物又は第一種特定工作物は、過去 3 年以上継続して「既存工場に対して生産物の 5 割以上を原料又は部品として納入し、かつ、それが既存工場の生産物の原料又は部品の 5 割以上を占めること。」又は「既存工場に対して生産物の原料又は部品の 5 割以上を依存し、かつ、それが既存工場の生産物の 5 割以上を占めること。」に該当し、今後も引き続きその関連が継続するものであること。

(ウ) 予定建築物の延床面積は既存工場の延床面積の合計を上回らないこと、かつ、容積率は 100% 以下であること。

(エ) 予定建築物又は第一種特定工作物の高さは 10m 以下であること。なお、既存建築物の高さが 10m を越えている場合には、予定建築物の高さは既存工場の高さまでとする。

ウ その他

(ア) 当該開発計画について、あらかじめ既存工場事業主から事業活動の効率化に係る要望書が提出される等、輸送等における効率化が確実に履行される計画であること。

(イ) 申請工場と既存工場は別人であり、別人であることが過去 3 年以上継続していること。

(ウ) 予定建築物は、既存工場の操業の効率化を図り質的改善に資するものであること。

(エ) 既存工場の増築を行うなど事業活動の効率化を伴わない事業を拡張するだけの計画の場合にはこの規定は適用しない。

(オ) 申請工場の敷地は、独自の主要な出入口を有することとし、この基準を適用する場合に限り、既存工場と申請工場は物理的区画を設けなくても同一敷地と見なさないことができる。ただし、この場合、申請工場の敷地のみで法 33 条の技術基準を満たしていなければならない。